

地区名	地区の課題	中心経営体への農地の集約化に関する方針	集約に関する方針を実現するために、地域で、どんなことに取り組むか	
			中間管理機構の活用方針	その他
1 南遊佐	将来的に貸付が見込まれる面積(75歳以上で後継者未定・不明の農業者の耕地面積の合計)より中心経営体が引き受け意向のある面積の方が多いが、アンケート無回答の農地は70歳以上だと仮定すると、現在いる担い手のみで地域の農地を維持していくことに対し危機感を覚える。南遊佐地区は、農地の受け皿となる法人が少ないため、更なる後継者の育成や新たな担い手の確保等を進めていく必要がある。 また、高齢化が進んでいる集落については、乗用機械で対応できない排水路の草刈り作業が大きな負担となっており、共同作業の拡大を検討していく必要がある。	・中心経営体の認定農業者等46経営体への集積・集約化を進めていく。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者は、農地を適切に管理するのであれば受け入れていく。	・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。	【新たな担い手の確保に関する方針】 複合農家や新規就農者が中心となって野菜や花き等に取り組み、作付面積や収量を拡大しつつ品質向上を目指し高収益作物の産地化を図ることで、更なる新規就農者等の掘り起こしを行う。
2 西荒瀬	基盤整備事業で大区画化した農地が多く、集積が非常に進んでいる地区であり、5年後については、現在の中心経営体で貸付意向のある農地を担っていくことは可能であると考えられる。しかしながら、高齢化が進んでおり、現在は機械化により対応できているが規模拡大については厳しい状況であるため、後継者の育成を進めていく必要がある。 また、草刈り等の共同作業の参加者が減少傾向にあり、作業者の負担が増加していることも課題として挙げられる。	・農協出荷の出し手の農地は農協出荷の受け手へ、カントリー利用の出し手の農地はカントリー利用の受け手へというように、可能な限り同じ経営状況の出し手と受け手のマッチングとなるよう、法人を中心として、中心経営体である38経営体への集積・集約を進めていく。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。	・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。	【新たな担い手の確保に関する方針】 農地中間管理事業における受け手を入・農地プランの中心経営体へ取り込む等他事業と関連付けて中心経営体の増加を図りつつ、野菜や花き等の高収益作物の導入や基盤整備事業の実施等に取り組むことにより新たな担い手を確保し、認定新規就農者の育成も進めていく。
3 本 楯	将来的に貸付が見込まれる面積(75歳以上で後継者未定・不明の農業者の耕地面積の合計)よりも受け入れ意向のある面積の方が多く、地区内で規模拡大を希望している農業者の余力がある。集積は一定程度進んだため、集約がこれからの課題である。また、地区内のカントリーエレベーターの老朽化が進行しており、施設の更新についても検討する必要がある。	・法人を中心とした農地集約とともに、法人構成員以外の認定農業者等による農地集約化の促進を行い、中心経営体30経営体への集積・集約を進める。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。	・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。	【新たな担い手の確保に関する方針】 基盤整備事業等の推進により農作業の効率化や省力化を図るとともに、認定新規就農者などの新たな担い手を確保・育成する。
4 上 田	上田地区は、集落毎に地域に根差した法人が複数あるが、法人内の高齢化が進んでいる。それに伴い離農する構成員が出てきた場合、将来的には受け入れの限界を迎えてしまうため、新規雇用者の確保に更に取り組んでいく必要がある。 また、突然の離農に備え、特定の法人や個人農家に農地が一極集中することがないよう、地域間で連携を取り、バランスを考えながら農地を集積していく必要がある。 そして、法人だけでなく、個人農家においても新たな担い手の確保・育成を推し進める。	・法人を中心とした農地集約とともに、法人構成員以外の中心経営体となる認定農業者等による農地集約化の促進を行い、中心経営体44経営体への集積・集約を進める。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。	・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。	【新たな担い手の確保に関する方針】 基盤整備事業(暗渠等)を行い、作業の効率化及び省力化を図るとともに、認定新規就農者などの新たな担い手を確保・育成する。
5 北平田	北平田地区は、大規模な法人があり農地の集積が進んでいるが、農地の受け入れが一極集中していること、法人の内部の高齢化が進行していること等が課題である。 今後は、地域に根差した農業の更なる促進のため個人の担い手を進めつつ、基盤整備事業に取り組み農地の集約化も進めていく。	・法人を中心として中心経営体である30経営体への集積・集約を進めていく。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。	・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。	【新たな担い手の確保に関する方針】 地域を支える地元出身の農家を育てつつ、なお不足する場合は入り作者の育成も行う。また、農業技術の円滑な継承をしつつ法人内では実質化を進め、基盤整備事業を取組みながら地域の農業基盤を支えていく。
6 東平田	将来的に貸付が見込まれる面積(75歳以上で後継者未定・不明の農業者の耕地面積の合計)よりも、中心経営体が引き受け意向のある面積が多く、今後5年については、地域の農地は現在の中心経営体で担っていくことができると考えられる。 しかしながら、若い担い手が少なく、個人農家の引き受け可能な面積が限界に近づきつつある。また、現在規模拡大や中心となって営農しているのは60代～70代に入る農業者で、今後後継者を確保できるかが課題である。10年後を見据え、新たな担い手の確保・育成に取り組んでいく必要がある。	・法人を中心とした農地集約とともに、法人構成員以外の認定農業者等による農地集約化の促進を行い、中心経営体である47経営体への集積・集約を進める。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。	・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。	【新たな担い手の確保に関する方針】 地域の農地利用を担う農業者等への入・農地プランへの参加・協力を促し中心経営体の増加を図りつつ、アスパラガスやシャインマスカット等の高収益作物の栽培や認定新規就農者の育成、暗渠と排水路の管路化の基盤整備事業等に取り組み、新たな担い手を確保していく。
7 中平田	地区の課題は集落によって異なり、規模拡大意向の農業者が多く集積が進んでいる集落もあれば、若い農業者がいない又は若い農業者がいても規模拡大の意向がないことや、個人の農家へは既に集積が進んでおり農地の受け手が法人に集中していること等が課題となっている集落もある。地区全体で見ると、後者の方が多くなっているため、新規就農者の確保・育成に更に取り組んでいく必要がある。	・法人を中心とした農地集約とともに、法人構成員以外の認定農業者等による農地集約化の促進を行い、中心経営体100経営体への集積・集約を進める。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。	・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。	【新たな担い手の確保に関する方針】 排水路の基盤整備事業を実施し作業の効率化・省力化を図るとともに、野菜や花き等の高収益作物の導入に取り組むことにより、新たな担い手を確保する。

地区名	地区の課題	中心経営体への農地の集約化に関する方針	集約に関する方針を実現するために、地域で、どんなことに取り組むか	
			中間管理機構の活用方針	その他
8 酒田北部	<p>酒田北部地区は他の地区と比べて農地の面積が少なく法人もないため、地域内の農地は、引き続き認定農業者を中心に担っていく意向であるが、5年後、10年後には貸付意向の農地が増えることが予想され、そのような場合に受け手が不足することがないか不安を抱いている。他地区からの入り作者の受け入れを促進しようとしても、小規模区画の農地が一部ある。また、農地周辺の道路に未整備の箇所があるため機械の持ち込みに難があり、難しい状況である。</p> <p>喫緊の課題である後継者や新規就農者等の新たな担い手の確保に向けた取り組みを促進しつつ、基盤整備事業等の活用を検討し、作業の効率化を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の認定農業者等8経営体への集積・集約化を進めていく。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・地域の中心経営体が増加しない限り、将来的に今いる中心経営体だけで農地を維持することは困難になってくるため、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者がいる場合は受け入れていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。 	<p>【新たな担い手の確保に関する方針】</p> <p>記載の中心経営体以外で地域の農用地利用を担う認定農業者等がいる場合は、人・農地プランへの参加・協力を促し中心経営体に位置付けることにより、中心経営体の増加を図っていく。</p>
9 酒田南部	<p>将来的に貸付が見込まれる面積(75歳以上で後継者未定・不明の農業者の耕地面積の合計)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある面積の方が多く、担い手不足等の問題が逼迫しているところは少ない。</p> <p>後継者の確保状況については、経営規模が大きく集積が進んでいる場所において後継者が確保されている割合が多いため、担い手への集積・集約と後継者の確保・育成を一緒に進めていく必要がある。</p> <p><u>農地の集約を進めるばかりでなく、集約による弊害についても検討する必要がある。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人を中心とした農地集約とともに、法人構成員以外の認定農業者等による農地集約化の促進を行い、中心経営体である53経営体への集積・集約を進める。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。 	<p>【新たな担い手の確保に関する方針】</p> <p>機械導入の補助金を活用しつつアスパラガスやシャインマスカット等の高収益作物の導入に取り組むとともに、小規模兼業農家が多い地区では、兼業農家から専業農家への移行を希望する者に対する支援体制を整え、新たな担い手を確保する。</p>
10 新堀	<p>法人化が進んでいる5集落については、法人への集積・集約が進んでおり、後継者がいる農地も多いため、新たな担い手の確保の緊急性は低いが、法人がない集落については、集積・集約と若い担い手の育成が課題であり、各生産組織を交えて問題解決に向けた方向性を検討していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人を中心とした農地集約とともに、法人構成員以外の認定農業者等による農地集約化の促進を行い、中心経営体である41経営体への集積・集約を進める。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。 	<p>【新たな担い手の確保に関する方針】</p> <p>地域の農地利用を担う農業者等への人・農地プランへの参加・協力を促し中心経営体の増加を図りつつ、シャインマスカット等の高収益作物の栽培や認定新規就農者の育成、草刈り作業の省力化のための排水路の管路化の基盤整備事業等に取り組む、新たな担い手を確保していく。</p>

地区名	地区の課題	中心経営体への農地の集約化に関する方針	集約に関する方針を実現するために、地域で、どんなことに取り組むか	
			中間管理機構の活用方針	その他
11 浜 中	田の農地利用については、農地の集約が進んでいるため、引き続き農地の受け手となる中心経営体が担っていくが、畑については、集積・集約が課題であり、集積を促進し、団地化を進め収益の向上を目指すとともに、地域内での労働力の確保にも取り組んでいく。	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の認定農業者等31経営体への集積・集約化を進めていく。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。 ・田の集積・集約は一定程度進展してきており、今後は、畑に波及するよう地域内での検討を進めていく。 	【新たな担い手の確保に関する方針】 基盤整備事業の実施による作業効率の向上と、園芸品目の地域ブランドづくりの促進による収益の向上を目指すことにより、新たな担い手を確保する。
12 広 野	将来的に貸付が見込まれる面積(75歳以上で後継者未定・不明の農業者の耕地面積の合計)より、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕地面積の方が多く、5年後の経営状況を落とし込んだ地図を見ても、貸付意向の農地や後継者未定の農地の近くには拡大意向の農業者の農地が概ね存在するため、今後5年については、現在の中心経営体で担っていくことができると考えられる。 10年後を見据え、新たな担い手の確保・育成に地域全体で鋭意取り組んでいく。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人を中心とした農地集約とともに、法人構成員以外の認定農業者等による農地集約化の促進を行い、中心経営体である60経営体への集積・集約を進める。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・地域の状況によって、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れの促進を柔軟に検討しつつ、地域内の規模拡大を図る中心経営体と連携を図りながら農地利用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。 	【新たな担い手の確保に関する方針】 ねぎ等の高収益作物の導入や認定新規就農者の育成に取り組むとともに、圃場整備を生かしつつ、次世代へ地力のある耕地を引き継げるよう土づくりやブロックローテーション等の取り組みを検討し持続可能な農地を作っていくことにより、新たな担い手を確保する。
13 袖 浦	袖浦地区は、坂野辺集落で圃場整備事業、黒森集落では暗渠整備を行い省力化や大型機械での作業の簡便化が図られたが、その他の集落で、小区画圃場が多く草刈り等の労力がかかることが課題となっている。基盤整備事業を実施し、小区画圃場を解消して集約化を進めていく。また、当地区は他地区からの入り作者が多い。集約化については、他地区の農業者と連携を取り、地域との調和を図りながら進めていく必要がある。 現在は、1つの法人を中心に農地の集積が進んでいるが、法人内の高齢化が課題であり、ファーム直営の圃場を設け農業者を雇用する形態での耕作の検討等を行い、後継者確保及び担い手の育成も行っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人を中心とした農地集約とともに、法人構成員以外の認定農業者等による農地集約化の促進を行い、中心経営体である45経営体への集積・集約を進める。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、中心経営体の引き受け意向のある面積は農地中間管理事業を活用し確保する。 ・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。 	【新たな担い手の確保に関する方針】 暗渠整備等の基盤整備事業の実施による作業効率の向上と、園芸品目の地域ブランドづくりの促進による収益の向上を目指すことにより、新たな担い手を確保する。
14 八 幡	地域内の農地は、引き続き認定農業者や集落営農法人等中心経営体が担っていく意向であるが、担い手農家がの受託可能な面積が限界に近づいている。また、法人より個人農家の方が多いうえに、今後の地域の高齢化が見込まれるため、更なる後継者の育成や担い手の確保が必要である。特に、稲作農家の後継者育成が進んでおらず、将来を見据えた作付け計画ができていないことも課題である。 八幡地区全域では、中心経営体が将来的に貸付が見込まれる面積を引き受けても、なお引受可能な面積(借受余剰面積)が135.0ヘクタールあり、中心経営体だけで貸付が見込まれる面積を引き受けることは、十分、可能である。 今いる中心経営体の引受可能な面積と将来的に貸付が見込まれる面積を地区別にみると、一條・観音寺・日向地区は引受可能な面積が貸付が見込まれる面積を数字上では大きく上回っている。が、しかし、個人農家は高齢化による離農が進んでおり、枝番方式の法人は構成員の高齢化が進む一方、後継者の育成が進んでいないため、法人内で離農者の農地を引き受けることが困難になっており、全地区において新たな担い手(引き受け能力のある中心経営体)を確保する必要に迫られている。	<ul style="list-style-type: none"> ・一條地区の農地利用は、中心経営体である10法人を含む34経営体が担うほか、新規就農者の確保及び後継者の育成にも力を入れていく。 ・中心経営体は、地域での情報交換を密に行い、農業をリタイア・経営転換する人の農地を引き受けるほか中間管理機構に借受希望申し込みを積極的に行い、引き受け面積を確保する。 ・基本的にはは中心経営体への集約をすすめるが、引き受けが難しい場合には、農地中間管理機構の活用等によって入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・観音寺地区の農地利用は、中心経営体である3法人を含む33経営体が担うほか、新規就農者の確保及び後継者の育成にも力を入れていく。 ・中心経営体は、地域での情報交換を密に行い、農業をリタイア・経営転換する人の農地を引き受けるほか中間管理機構に借受希望申し込みを積極的に行い、引き受け面積を確保する。 ・基本的にはは中心経営体への集約をすすめるが、引き受けが難しい場合には、農地中間管理機構の活用等によって入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・大沢地区の農地利用は、中心経営体である17経営体が担い、北青沢・上青沢地区については、法人アグリ青沢を中心に担うほか、新規就農者の確保及び後継者の育成にも力を入れ、農業法人の組織化や生産組合の区域の見直しも検討していく。 ・中心経営体は、地域での情報交換を密に行い、農業をリタイア・経営転換する人の農地を引き受けるほか農地中間管理機構に借受希望申し込みを積極的に行い、引き受け面積を確保する。 ・基本的にはは中心経営体への集約をすすめるが、引き受けが難しい場合には、農地中間管理機構の活用等によって入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、人・農地プランへの参加・協力を促し、中心経営体に位置付ける。 ・日向地区の農地利用は、中心経営体である31経営体が担い、㈱和農日向をはじめとした農業法人や若手中心経営体、升田地区については滝の里ファームを中心に担うほか、新規就農者の確保及び後継者の育成にも力を入れていく。 ・基本的にはは中心経営体への集約をすすめるが、引き受けが難しい場合には、農地中間管理機構の活用等によって入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、農業をリタイア・経営転換する場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・個人の中心経営体が病氣、怪我、高齢化等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を活用して中心経営体への貸付けを進めていく。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構を活用する。また、機構集積協力金の活用を検討する。 	<p>【担い手の確保・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者、特に若者の就農者を増やせるよう収入が得られる魅力ある農業にするためにも中山間地域の基準収量の見直しを要望していく。 ・系統出荷農家と系統外農家との不平等を解消できるよう働きかけていく。 <p>【農地のマッチング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出し手、受け手、生産組合等個々の話し合いを綿密にし、集積・集約化を図る。 <p>【鳥獣被害防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クマ、イノシシ、シカ等の侵入を防止するため有害鳥獣駆除の対策をとり、檻の設置を迅速にすすめる。イノシシ、シカ等の新たな鳥獣駆除については、迅速な県の許可を求めていく。 ・また、侵入防止柵の整備やハンターの後継者の育成、くくり罠の講習会等については、関係機関へ支援・補助を要望していく。 <p>【農業機械の共同利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業を継続するため、中心経営体への農地集積を図り、機械を共同利用することで、機械購入にかかる費用をおさえるとともに水稻栽培の低コスト化を目指し、農業生産性の向上を図る。 ・農業用機械や施設の導入・更新の際には補助事業等を活用する。 <p>【共同作業による維持管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払事業を活用する等、地域で管理する水路、農道等の共同作業による維持管理を促進する。 <p>【経営の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益やコストを意識した農業経営をさらに促し、経営体の強化を図る。 ・農事組合法人は、高齢化と米価下落による枝番方式の経営の行き詰まりを解消するため、プール方式への転換や再編に向け、安定的な法人経営の成功事例を学ぶ機会を作り、法人経営の強化を図る。

地区名	地区の課題	中心経営体への農地の集約化に関する方針	集約に関する方針を実現するために、地域で、どんなことに取り組むか	
			中間管理機構の活用方針	その他
15 松山	<p>中山間地域等の条件不利地において受け手が見つけづらくなってきている。また、受け手となる法人が、5～10年後に労働力を確保できるかが分からない。内郷地区は受け手がやや見つかりづらいが、上郷地区では更に見つかりにくく、松嶺・山寺地域では不足しており、松山地区内でも担い手の確保状況に差があるため、受け手が少ない地区については、新たな担い手を確保・育成する必要がある。</p> <p>さらに、中山間地域では草刈り作業の負担が増加しており、平場では用排水に関して問題があるため、作業の効率化も検討していく必要がある。</p>	<p>・松山地区は、中心経営体である24経営体が担う。</p> <p>・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ農地を貸し付け、地域での情報交換を密に行い、農地中間管理事業を活用し確保する。</p> <p>・離農や規模縮小する農業者の農地は、基本的には地域内の規模拡大を図る中心経営体へ集積・集約し、地域内で受け手が不足した場合は、入り作等の検討を行う。</p>	<p>・地域の農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構へ貸し付けていく。</p> <p>・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。</p> <p>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。</p>	<p>【新たな担い手の確保に関する方針】</p> <p>基盤整備事業を行い、生産条件の向上、野菜、花き等の高収益作物の導入を目指しつつ、補助事業を活用し草刈り等の農作業の省力化を図る。また、認定新規就農者の育成も進め、新たな人材の確保、既存の組織のキャパシティの向上を目指す。</p>
16 平田	<p>将来的に貸付が見込まれる面積(75歳以上で後継者未定・不明の面積の合計)より中心経営体が今後引き受け意向のある面積の方が多くなってはいるものの、中山間地域や条件の良い圃場等では担い手の確保が難しい。また、担い手が高齢化しており、若い世代の担い手が少ない。</p> <p>団塊の世代の離農が増加する時期になると担い手の確保が厳しくなるため、新たな担い手を確保・育成する必要がある。</p>	<p>・法人経営体が中心経営体となっている集落においては、可能な範囲で法人を中心とした集落の農地集約化を進めるほか、法人構成員以外の中心経営体となる認定農業者等による農地集約化の促進を行う。</p> <p>・その他の集落では、中心経営体となる認定農業者による規模拡大を進めるほか、農地中間管理機構の活用や入り作を希望する経営体の受け入れ促進、認定新規就農者の育成等により対応していく。</p>	<p>・地域の農地所有者は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。</p> <p>・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地を機構へ貸し付けていく。</p> <p>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。</p>	<p>【基盤整備への取組方針】</p> <p>担い手の高齢化による離農を極力回避するため、中山間地区の圃場等について農作業の省力化等のため基盤整備等に早急に取り組む必要がある。</p>